

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由障害用）

総括表

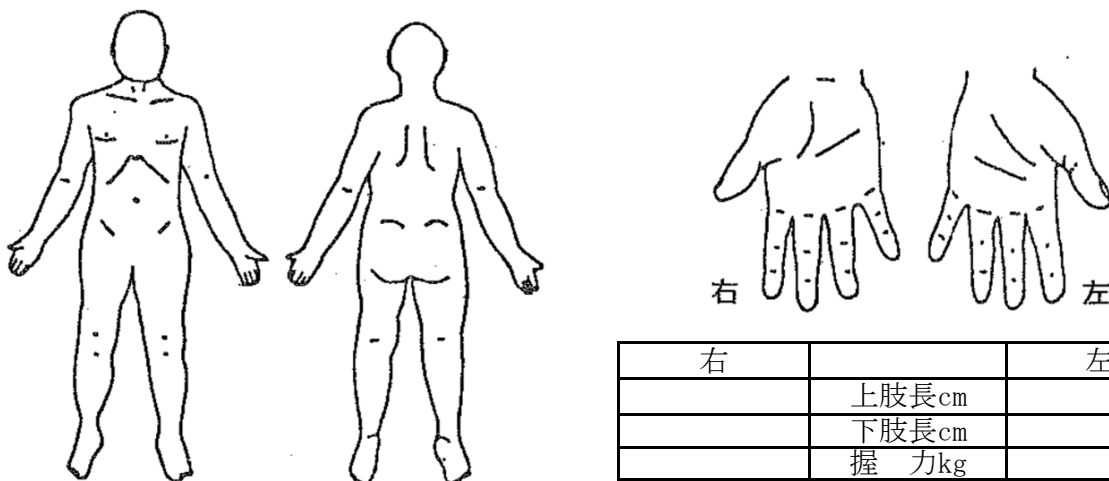
氏名	明治 大正 昭和 平成 令和	年	月	日	男	女
住所						
① 障害名						
※障害名の欄には、障害程度等級表（4頁参照）に基づいた障害名を（例えば両上下肢機能全廃，右上下肢機能全廃，右上肢手指機能軽度の障害，左股関節機能全廃，左下肢機能著しい障害，体幹機能障害等）を記入してください。						
② 原因となった 疾病・外傷名						
交通，労災，その他の事故，戦傷，戦災， 自然災害，疾病，先天性，その他（ ）						
※原因となった疾病・外傷名には，脳梗塞，慢性関節リウマチ，頸髄損傷，パーキンソン病等障害をきたすに至った 具体的な疾患名を記入してください。						
③ 疾病・外傷発生年月日						
年 月 日 ・ 場所						
④ 参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む）						
障害固定又は障害確定（推定）						
年 月 日						
⑤ 総合所見						
⑥ 将来再認定						
要（時期 年 月） ・ 不要						
※原則として，障害が軽度化する可能性がある場合のみ，要とし，時期を記載してください。						
⑦ その他参考となる合併症状						
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。						
年 月 日						
病院又は診療所の名称						
" 所在地						
診療担当科名 科 医師氏名						
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕						
障害の程度は，身体障害者福祉法別表に掲げる障害に						
・ 該当する (級相当)						
・ 該当しない						
注意 障害区分や等級決定のため，地方社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。						

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害（形態異常）の所見（該当するものを○で囲んでください。）

1. 感覚障害（下記図示）：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
2. 運動障害（下記図示）：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・
運動失調・その他
3. 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
4. 排尿・排便機能障害：なし・あり
5. 形態異常：なし・あり

参考図示



右		左
	上肢長cm	
	下肢長cm	
	握力kg	

×変形 ■切離断 ▨感覚障害 ▨運動障害 計測法

（注）関係ない部分の記入は不要です

上肢長：肩峰→橈骨茎状突起

下肢長：上前腸骨棘→脛骨内果

動作・活動 自立—○ 半介助—△ 全介助又は不能—×

（注）1（ ）内の物を使う時は○をつけてください。その場合、動作・活動の程度は△か×になります。

（例）

二階まで階段を上がって下りる（手すり）	義肢、装具
---------------------	-------

 △

2 上肢機能については、利き手・非利き手の区別をしておりません。

寝がえりする		ズボンをはいて脱ぐ（自助具）	
あしを投げ出して座っている（背もたれ）（ 分）		ブラシで歯を磨く（自助具）	
いすに腰掛けている（背もたれ、肘掛け）（ 分）		顔を洗いタオルで拭く（自助具）	
立っている（手すり、壁、杖、義肢、装具）（ 分）		タオルを絞る（自助具）	
いすから立ち上がる（手すり、壁、杖、義肢、装具）		つめを切る	
床から立ち上がる（手すり、壁、杖、義肢、装具）		二階まで階段を上がって下りる（手すり、義肢、装具）	
家の中の移動（壁、杖、義肢、装具、歩行器、車いす）		屋外を移動する（家の周辺程度）（杖、義肢、装具、歩行器、車いす）	
トイレ動作ができる		公共の乗り物を利用する	
食事をする（スプーン、自助具）		（移動に車いすを使う場合）車いすへの移乗	
シャツを着て脱ぐ（自助具）		（移動に車いすを使う場合）自力での移動	

身体障害者障害程度等級表

級別	肢 体 不 自 由			指数
	上 肢	下 肢	体 幹	
一級	1. 両上肢の機能を全廃したもの 2. 両上肢を手関節以上で欠くもの	1. 両下肢の機能を全廃したもの 2. 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により座っていることができないもの	18
二級	1. 両上肢の機能の著しい障害 2. 両上肢のすべての指を欠くもの 3. 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4. 一上肢の機能を全廃したもの	1. 両下肢の機能の著しい障害 2. 両下肢の下腿を2分の1以上で欠くもの	1. 体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの 2. 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	11
三級	1. 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2. 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の機能の著しい障害 4. 一上肢のすべての指を欠くもの 5. 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1. 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2. 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3. 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	7
四級	1. 両上肢のおや指を欠くもの 2. 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4. 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1. 両下肢のすべての指を欠くもの 2. 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3. 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4. 一下肢の機能の著しい障害 5. 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		4
五級	1. 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3. 一上肢のおや指を欠くもの 4. 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5. 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6. おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1. 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2. 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3. 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	2
六級	1. 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2. ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1. 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2. 一下肢の足関節の機能の著しい障害		1
七級	1. 一上肢の機能の軽度の障害 2. 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3. 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4. ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5. 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6. 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1. 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2. 一下肢の機能の軽度の障害 3. 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4. 一下肢のすべての指を欠くもの 5. 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6. 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		0.5

- ※1. 2つ以上の障害が重複する場合の障害等級は、原則として重複する障害の合計指数に応じた等級になります。ただし、本表中に指定されているものは除きます。
2. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいいます。
3. 「指の機能障害」とは、中手指関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとします。
4. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用上（上腕においては腋窩より、太腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいいます。
5. 7級の障害は、1つのみでは手帳は交付されません。